

岐阜県公報

第二千七百十号
平成二十一年八月四日
(火曜日)

目次

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく公安委員会は指定する医師の指定に関する規則

(生活環境課) 五一七^ハ

告示

池田町の区域内の字の区域変更

(市町村課) 五一八

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定等

(選挙管理委員会) 五一八

公示

平成二十一年度クリーニング師試験の実施
平成二十一年度製菓衛生師試験の実施
平成二十一年度探石業務管理者試験の実施
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
土地改良区役員の退任及び就任

(生活衛生課) 五一九
(同) 五二〇
(商工政策課) 五二一
(都市政策課) 五二二
(可茂農林事務所) 五二三

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則をここに公布する。

平成二十一年八月四日

岐阜県公安委員会

委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第九号

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則

(指定)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第十二条の三の規定により公安委員会が指定する医師(以下「指定医」という。)の指定は、次の表の上欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第五条第一項第二号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)第五条の二第三号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第五条第一項第三号及び第四号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十八条第一項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第五条の二第三号に定める病気にかかっている者	上欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有する

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八
条第十六項に規定する認知症である者
と認められる医師
上欄の認知症の診断について特
に専門的な知識及び技能を有す
ると認められる医師

（指定の告示）

第一条 指定医を指定したときは、その旨を告示するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、池田町の区域内の字の区域を変更した旨池田町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
粕ヶ原字日吉	萩原字砂田の一部、粕ヶ原字日吉西の一部、字日吉東の一部
粕ヶ原字日吉西	粕ヶ原字日吉の一部
粕ヶ原字永小作	粕ヶ原字日吉の一部
粕ヶ原字日吉東	粕ヶ原字日吉の一部
粕ヶ原字宮下	粕ヶ原字永小作の一部

この処分は、平成二十一年八月四日から効力を生ずる。

平成二十一年八月四日

岐阜県知事 古田 謙

一 掲示場

県庁及び池田町役場

二 掲示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成二十一年八月四日から

同 年八月二十五日まで

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について、次のとおり報告があつたのでその旨告示する。

平成二十一年八月四日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大 松 利 幸

1 指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
岐阜市	岐阜市伏屋獅子舞会館ホール	羽島郡岐阜町伏屋3丁目33番地の1	170人

2 所在地等を変更した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人数
岐阜市	岐阜県勤労福祉セン ターホール	岐阜市鶴舞町2丁目6番地	210人

変更前 の11	岐阜市藪田町3丁目7番地	180人
------------	--------------	------

公 示

平成二十一年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成二十一年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十一年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十一年十一月六日（金）
午前十時から

二 試験場所

岐阜市須賀四丁目八番四号

岐阜県クリーニング会館

三 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗たく物の処理に関する知識
- 4 洗たく物の処理に関する技能

(一) 繊維の鑑別

(二) ワイシャツのアイロン仕上げ

四 受験資格

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- 2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了し

た者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を
終つた者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生
省令第二十一号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力が
あると認められる者

五 受験手続

1 願書等配布期間

平成二十一年九月七日（月）から同年十月二日（金）までの午前九時から午後五
時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

2 受付期間

平成二十一年九月二十四日（木）から同年十月二日（金）までの午前九時から午
後五時まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。なお、郵送による受験申込み
は、平成二十一年九月二十四日（木）から同年十月二日（金）までの消印のあるも
のに限り受け付けます。

3 配布及び受付場所

各県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び
岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「クリー
ニング師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒五〇〇
八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に提出してください。

4 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 写真（手札形（縦十一センチメートル横八センチメートル）とし、出願前六月
以内に正面から撮影した無帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名を記載するこ
と。）

(四) 受験資格を証する書類（学校の卒業証明書等）

六 受験手数料

七千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納付してください
（消印しないこと。）。

七 合格発表

平成二十一年十一月二十七日（金）午前十時

県庁、各県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書を送付します。

また、後日岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

八 試験結果の提供

クリーニング師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

クリーニング師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階）及び各県立保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七

二 一一一一 内線二五六七）、各県立保健所又は岐阜市保健所に問い合わせてください。

平成二十一年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、次のとおり製菓衛生師試験を実施します。

平成二十一年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十一年十一月十八日（水） 午後二時から

二 試験場所

岐阜市藪田南五丁目一四番五三号

岐阜県県民ふれあい会館

三 試験科目

1 衛生法規

2 公衆衛生学

3 食品学

4 食品衛生学

5 栄養学

6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

3 製菓衛生師法の施行の際（昭和四十一年十二月二十六日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く）であつて、菓子製造業に従事した期間が、法律の施行の日において三年を超えているもの又は法律の施行の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験手続

1 願書等配布期間

平成二十一年九月七日（月）から十月八日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

2 願書受付期間

平成二十一年九月二十九日（火）から十月八日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

なお、郵送による受験申込みは、平成二十一年九月二十九日（火）から十月八日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 配布及び受付場所

県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きして、岐阜健康福祉部生活衛生課（〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に送付してください。

4 提出書類

- (一) 受験願書 一通
- (二) 履歴書 一通

(三) 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証明する書類（四の3に該当する者は除く。） 一通

(四) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し（原本も持参すること。）若しくは卒業証明書 一通 又は菓子製造業従事証明書 一通

(五) 写真（出願前六月以内に、正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので脱帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名を記載すること。） 一枚

六 受験手数料
菓子製造（一級又は二級）に係る技能検定合格証書の写し（製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により、試験の一部について免除を受けようとする場合に限る。原本も持参すること。） 一通

九千四百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納付してください（消印しないこと。）。なお、郵送による場合は、九千四百円分の普通為替又は定額小為替でもかまいません。

七 合格発表

平成二十一年十二月十日（木）午前十時

県庁、県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には合格証書を送付します。

また、後日、岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。
八 試験結果の提供

製菓衛生師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間
合格発表の日から一ヶ月間

3 提供する場所
個人情報総合窓口（県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一一 内線二一九）及び県立保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票
(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他
1 受験手数料は申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 詳細については、県立保健所、岐阜市保健所又は岐阜健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線二五六六）に問い合わせてください。

平成二十一年度採石業務管理者試験の実施
採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公示します。

平成二十一年八月四日
岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成二十一年十月九日（金）午前十時から午後零時まで

二 試験場所
岐阜市藪田南二丁目一番二二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
2 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する

四 受験手続

1 申込用紙の交付

受験願書用の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課又は各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）産業労働課で交付します。

郵送を希望する場合は、九十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封し、〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

(一) 写真 手札形（縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六か月以内に撮影した無帽、正面、上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。

(二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に交付します。）

3 申込受付期間

平成二十一年九月二日（水）から同月十五日（火）までとし、土曜日及び日曜日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成二十一年九月十五日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けてください（消印しないこと）。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十一年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階、電話〇五八 二七二 一一一一 内線二二一九）及び各振興局特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総務担当（電話〇五八 二七二 一一一一 内線三〇四九）に問い合わせてください。

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

揖斐郡池田町

二 調査を行った地域

岐阜県揖斐郡池田町大字粕ヶ原の一部（粕ヶ原東）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県揖斐郡池田町（大字粕ヶ原の一部）の地籍図

岐阜県揖斐郡池田町（大字粕ヶ原の一部）の地籍簿

平成二十一年八月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社